大和町杜の丘北部土地区画整理組合

保留地に関する諸手続きについて

１．保留地の引き渡し

　①組合より「土地引き渡し通知」（様式１）を発行

　②買受人は引き渡し日までに、引き渡しを受ける保留地の残代金を支払う

③引き渡し日をもって使用収益開始

２．保留地証明が必要な場合

　①組合へ「保留地証明願」（様式２）を提出

　②組合より保留地の証明【７日程度】

３．第三者への権利譲渡

　①第三者へ権利譲渡する場合は、「権利譲渡承認願」（様式３）を事前に組合へ提出

　②組合より権利譲渡の承認【７日程度】

　③権利譲渡後、「権利変動届出書」（様式４）を組合へ提出

　④【中間省略登記の場合のみ】「所有権移転先届出書」（様式５）を組合へ提出

４．土地区画整理法第76条許可申請

　①「76条許可申請書類一式」（様式６）を組合へ提出

　②組合より「意見書」（様式７）を発行【７日程度】

　③大和町へ申請　→　許可

５．建築工事

　①工事着手前、「着手届」（様式８）を組合へ提出

　②工事完了後、「完了届」（様式９）を組合へ提出

６．引越し等により住所変更した場合

　「住所変更届出書」（様式１０）を組合へ提出